

様式1（その2）

学校名	学年	生徒氏名

次のことを誓約（同意）の上、高校生等奨学給付金を申請します。

※次の6点を確認の上、□にシ点を付けてください

☐	・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、三重県の求めに従いその全額を即時返還します。 ・私は三重県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。 ・審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所、高等学校等へ照会することに同意します。 ・当該申請について提出した書類の返却を求めません。
--------------------------	--

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にシ点を付けてください。）

(生 給 業 世 扶 保 助 護)	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることが確認できる証明書を提出します。
	☐ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書又は生活保護受給証明書

※下記内容を確認の上、□にシ点を付けてください。

☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

(2) 次の者の課税証明書を提出します。

生 業 扶 助 を 受 給 し て い な い 世 帯	①	☐	親権者（両親）2名分
	②	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
			☐ ・離婚、死別により親権者が1名の場合
	③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
			☐ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合 [理由]
	④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合や、成人に達している場合等	

(3) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---